



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 教育委員会規則

- *5 和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則 1
- *6 和歌山県教育センター学びの丘規則の一部を改正する規則 2
- *7 和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則 2
- *8 和歌山県立図書館利用規則の一部を改正する規則 6

○ 告示

- 390 関西広域連合と和歌山県との間の公平委員会に係る事務の委託に関する規約の廃止 (政策審議課) 6
- 391 要措置区域の指定の一部解除 (環境管理課) 6
- *392 産業技術専門学院の訓練規程等 (労働政策課) 7
- 393 農用地利用配分計画の認可 (経営支援課) 7
- 394 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課) 8
- 395 道路の供用開始 (道路保全課) 8
- 396 道路の区域変更 (") 8
- 397 道路の供用開始 (") 9
- 398 道路の区域変更 (") 9
- 399 道路の供用開始 (") 9
- 400 港湾施設の公示 (港湾空港振興課) 10

○ 教育委員会告示

- *1 和歌山県立図書館資料複写規程(昭和44年和歌山県教育委員会告示第12号)の一部改正 11
- *2 和歌山県立紀南図書館規程(平成5年和歌山県教育委員会告示第3号)の一部改正 11

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第5号

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月28日

和歌山県教育委員会教育長 宮下和己

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則

和歌山県教育庁組織規則(平成15年和歌山県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表に次のように加える。

義務教育課	児童生徒支援室
-------	---------

第6条中「一人ひとり」を「一人一人」に改める。

第9条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 全国高等学校総合文化祭和歌山大会の開催に関すること。

第9条の3第2号中「生徒指導」の次に「、教育相談」を、「こと」の次に「(学習指導、生徒指導及び教育相談については、学校における教育活動の支援に係るものを除く。)」を加え、同条第8号中「幼稚

園教育」を「幼児教育」に改める。

第9条の3の次に次の1条を加える。

第9条の4 児童生徒支援室においては、義務教育課の所掌事務のうち、前条第2号（生徒指導及び教育相談に係るものに限る。）に掲げる事務を所掌する。

第24条中「一人ひとり」を「一人一人」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第6号

和歌山県教育センター学びの丘規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月28日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

和歌山県教育センター学びの丘規則の一部を改正する規則

和歌山県教育センター学びの丘規則（平成17年和歌山県教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 学習指導、生徒指導及び教育相談に係る学校における教育活動の支援に関すること。

第3条を次のように改める。

（課の設置）

第3条 センターに、次の4課を置く。

総務課

研修課

学校支援課

学力対策課

第6条中「第2条第3号」を「第2条第2号（教育相談に係る学校における教育活動の支援に関する業務に限る。）」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第7号

和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月28日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立特別支援学校規則（昭和42年和歌山県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「理容科」を「理容・美容科」に改め、「第4条」の次に「及び美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号）第3条」を加える。

第13条第1項中「児童生徒」を「幼児、児童又は生徒」に改める。

第18条の3第3項中「児童等」を「児童及び生徒」に改める。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

第23条の見出し中「視覚障害者等の」を削り、同条中「又は中学部に就学する児童生徒」を「に就学する児童又は中学部に就学する生徒」に改める。

第24条中「視覚障害者に対する教育を行う学校若しくは聴覚障害者に対する教育を行う学校の幼稚部

(以下「幼稚部」という。)又は学校の」を「学校の幼稚部又は」に改める。

第25条及び第26条中「幼稚部又は学校の」を「学校の幼稚部又は」に改める。

第27条中「幼稚部又は学校の」を「学校の幼稚部又は」に改め、「保証人を定めて」を削る。

第28条の見出しを「(保護者)」に改め、同条第1項中「若しくは保証人」を削り、同条第2項を削る。

第29条第1項中「又は中学部の児童又は」を「の児童又は中学部の」に改め、同条第2項中「幼稚部又は学校の高等部の児童又は生徒で、転学を希望する者」を「学校の幼稚部の幼児又は高等部の生徒が転学しようとするとき」に改め、同条に次の1項を加える。

3 校長は、前項の転学の願出があった場合において、審査の結果正当な事由があると認めるときは、これを許可しなければならない。

第30条第1項中「幼稚部又は学校の高等部の児童又は生徒で」を「学校の幼稚部の幼児又は高等部の生徒が」に、「者は」を「ときは」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 校長は、前項の退学の願出があった場合において、審査の結果正当な事由があると認めるときは、これを許可しなければならない。

第32条第1項中「児童又は生徒が」を「学校の小学部の児童又は中学部の生徒が」に改める。

第33条第3項及び第4項を次のように改める。

3 休学の期間は、2年以内とする。

4 休学した者が、2年を経過してなお復学できないときは、当然退学したものとする。

第37条中「生徒」を「学校の高等部の生徒」に改める。

第45条第1項中「児童生徒」を「児童又は生徒」に、「及び保証人が連署した」を「が署名した」に改める。

別表及び別記第3号様式中「理容科」を「理容・美容科」に改める。

別記第5号様式及び別記第6号様式を次のように改める。

別記第5号様式(第25条、第31条関係)

入 学 願

貴校 部 科への入学を志願します。

年 月 日

和歌山県立 学校長 様

(ふりがな)
本人氏名

年 月 日生(性別)

(ふりがな)
保護者氏名 ⑩

本 人	現住所	〒 —
	電話番号	()
	学業	年 月 日 中学校 卒業見込み 卒業
	卒業後の状況	
保 護 者	現住所	〒 —
	本人との続柄	

備考

- 1 本人が成年者であるときは、保護者欄の記載を要しない。
- 2 本人が学校の幼稚部に入学を志願する者であるときは、学業及び卒業後の状況の記載を要しない。

別記第6号様式(第27条関係)

誓 約 書

和歌山県立

学校長 様

このたび御校へ入学を許可されました上は、生徒(幼児)としてその本分に反しないことをお誓いいたします。

年 月 日

本 人 氏 名

Ⓜ

上記の者御校在学中は、同人の身上に関する一切の事件は、私においてお引き受けいたします。

年 月 日

保護者 住所

氏 名

Ⓜ

備考 本人が成年者であるときは、保護者欄の記載を要しない。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第8号

和歌山県立図書館利用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月28日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

和歌山県立図書館利用規則の一部を改正する規則

和歌山県立図書館利用規則（平成5年和歌山県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「図書館に所蔵するすべての図書、文献及び視聴覚資料等」を「次に掲げる資料」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 図書館に所蔵する図書、記録、視聴覚教育の資料その他図書館奉仕のために収集した資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）
 - (2) 他の図書館等（著作権法（昭和45年法律第48号）第31条第1項に規定する図書館等をいう。）から借り受けた資料
 - (3) 国立国会図書館が提供するデジタル化資料送信サービスにより閲覧することができる資料
- 第3条第3項中「従わない」を「違反した」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第390号

関西広域連合から受託した関西広域連合の公平委員会に係る事務について、次の規約により当該事務の受託を廃止する。

平成29年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

関西広域連合と和歌山県との間の公平委員会に係る事務の委託に関する規約を廃止する規約
関西広域連合と和歌山県との間の公平委員会に係る事務の委託に関する規約は、廃止する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県告示第391号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、平成27年和歌山県告示第769号（要措置区域の指定）により指定した同項に規定する要措置区域の一部について、次のとおり同条第1項の指定を解除する。

平成29年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 要措置区域

和歌山県海南市岡田字大坪422-1の一部（別図のとおり）

2 要措置区域において土壌の汚染状態が土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

3 要措置区域において講じられた指示措置等

規則別表第5の2の項の下欄に掲げる土壤汚染の除去

（別図は、省略し、その図面を和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び海南保健所衛生環境課並びに海南市くらし部環境課に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第392号

和歌山県立産業技術専門学院学則（平成5年和歌山県規則第26号）第2条第1項の規定により、産業技術専門学院の訓練課程、訓練科、訓練期間及び定員を次のように定め、平成29年4月1日から実施する。

なお、平成23年和歌山県告示第869号（産業技術専門学院の訓練課程等）は、平成29年3月31日限り廃止する。

平成29年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

名称	訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練期間	定員(人)	
					1年	2年
和歌山産業技術専門学院	普通職業訓練	普通課程（高卒）	自動車工学科	2年	20	20
			情報技術科	1年	10	
			理容科	2年	15	15
			メカトロニクス・CAD科	2年	15	15
			建築工学科	1年	15	
		普通課程（中卒）	デザイン木工科	2年	15	15
		短期課程	総合実務科	1年	20	
田辺産業技術専門学院	普通職業訓練	普通課程（高卒）	自動車工学科	2年	15	15
			観光ビジネス科	1年	20	
			溶接・CAD科	1年	15	

和歌山県告示第393号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成29年3月10日に認可した。

平成29年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第127号-1	西牟婁郡白浜町栄字小堤800-1外2筆
平成28年度第127号-2	西牟婁郡白浜町玉伝字西平209
平成28年度第129号-1	日高郡みなべ町筋字松ヶ坪84-1
平成28年度第129号-2	日高郡みなべ町島之瀬字古田855
平成28年度第129号-3	日高郡みなべ町清川字足谷6-12
平成28年度第130号-1	和歌山市岩橋字中沼933外7筆
平成28年度第130号-2	和歌山市新庄字宮之北123
平成28年度第130号-3	和歌山市山口西字渡井掛35-1外1筆

平成28年度第130号-4	和歌山市大垣内字在所ノ内425外1筆
平成28年度第130号-5	和歌山市田屋字荒末425外6筆
平成28年度第130号-6	和歌山市禰宜字西畑647

和歌山県告示第394号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第395号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 日高郡みなべ町清川字下垣内450番11地先から同町清川字下石倉1166番1地先まで

供用開始の期日 平成29年3月28日

和歌山県告示第396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道

2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字大又字小森219番1地内	旧	4.53 } 32.10	107.20	
同上	新	11.55 } 32.10	107.20	

和歌山県告示第397号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊中津線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字大又字小森219番1地内

供用開始の期日 平成29年3月28日

和歌山県告示第398号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 中芳養南部線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市中芳養字山根木2913番20地先から同市中芳養字山根木2911番地先まで	旧	8.60 } 11.00	14.30	
同上	新	8.60 } 13.30	14.30	

和歌山県告示第399号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

平成29年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 中芳養南部線

供用開始の区間 田辺市中芳養字山根木2913番20地先から同市中芳養字山根木2911番地先まで

供用開始の期日 平成29年3月28日

和歌山県告示第400号

県が管理する港湾施設を港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次のとおり公示する。

平成29年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

港湾施設の概要

港湾の名称	港湾施設の名称	位置	種類	数量及び能力
日高港	塩屋第二小型船舶係留施設	御坊市塩屋町北塩屋地先	浮棧橋及びその附帯施設	棧橋延長34.0メートル 水深2.0メートル
由良港	吹井小型船舶係留施設	日高郡由良町大字吹井地先	浮棧橋及びその附帯施設	棧橋延長127.5メートル 水深2.0メートル
	網代第一小型船舶係留施設	日高郡由良町大字網代地先	小型船舶係留施設	延長48.7メートル 水深2.0メートル
	網代第二小型船舶係留施設	日高郡由良町大字網代地先	小型船舶係留施設	延長37.0メートル 水深2.0メートル
	網代第三小型船舶係留施設	日高郡由良町大字網代地先	小型船舶係留施設	延長26.7メートル 水深1.0メートル
	網代第四小型船舶係留施設	日高郡由良町大字網代地先	小型船舶係留施設	延長70.0メートル 水深1.5メートル
	阿戸小型船舶係留施設	日高郡由良町大字阿戸地先	小型船舶係留施設	延長86.5メートル 水深1.0メートル
	小杭小型船舶係留施設	日高郡日高町大字志賀地先	小型船舶係留施設	延長43.75メートル 水深1.5メートル
袋港	袋港係留施設防波堤	東牟婁郡串本町串本地先	防波堤	延長30.0メートル
	-2.0m物揚場	東牟婁郡串本町串本地先	物揚場	延長51.8メートル 水深2.0メートル
	袋港小型船舶係留施設	東牟婁郡串本町串本地先	小型船舶係留施設	延長88.2メートル 水深2.0メートル

供用開始年月日

平成29年4月1日

上記施設の詳細は、図面で示すものとし、その図面は和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課、日高振興局建設部用地・管理課及び東牟婁振興局串本建設部総務管理課に備え付ける。

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第1号

和歌山県立図書館資料複写規程（昭和44年和歌山県教育委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月28日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

第1条中「図書館に所蔵する資料」を「図書館資料」に改める。

第2条の見出しを「（複写の範囲及び制限）」に改め、同条中「次」を「前項の規定にかかわらず、次」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

複写できる図書館資料は、図書館に所蔵する資料のほか、次に掲げる資料とする。

- (1) 他の図書館等（著作権法（昭和45年法律第48号）第31条第1項に規定する図書館等をいう。）から借り受けた資料のうち、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な資料
 - (2) デジタル化資料送信サービスにより閲覧することができる国立国会図書館がデジタル化した資料
- 第3条第1号の表中「よる印画」の次に「又は電子情報の印刷出力による印画」を加える。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会告示第2号

和歌山県立紀南図書館規程（平成5年和歌山県教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月28日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

第2条中「午前10時」を「午前9時」に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。